

あらためて考える 精神医療審査会と障害者虐待防止法

2021年度の当センター権利擁護システム研究会での議論をもとに
講演会を開催します。ご参加お待ちしております。

日程

2022 **11/12** (土)

13:00 - 16:30

受付開始 12:30

参加費 **500円**

定員80名

定員になり次第
締め切らせていただきます。

お申し込み 要



会場
大阪弁護士会館10階

〒530-0047 大阪市北区西天満 1-12-5 TEL.06-6364-0251

【交通手段】

- ・京阪中之島線 「なにわ橋駅」 出口1から徒歩約 5分
- ・大阪メトロ・京阪本線 「淀屋橋駅」 1号出口から徒歩約10分
- ・大阪メトロ・京阪本線 「北浜駅」 26号階段から徒歩約 7分

内容

- ・2021年度権利擁護システム研究会のまとめ案 あらためて考える精神医療審査会と障害者虐待防止法 当事者の声より
- ・日本弁護士連合会「精神障害のある人の尊厳の確立を求める決議」、「神出病院における虐待事件等に関する調査報告書」について
- ・講演 八尋光秀さん（弁護士／西新共同法律事務所）

日弁連第63回人権擁護大会第1分科会実行委員会共同委員長として、日弁連「精神障害のある人の尊厳の確立を求める決議」（2021年10月15日）を取りまとめた。長年精神科医療や精神医療ユーザーへのかかわり、薬物依存症の人の回復施設の支援も行う。





お申し込み



要申し込み方法以下のいずれかの方法でお申し込みください。

(1) インターネットのフォーム

当センターウェブページ【お知らせ】内の講演会のお知らせからまたは、QRコードより

QRコード <https://forms.gle/iLCj452jXKFxFsW77>
大阪精神医療人権センター設立37周年記念講演会(1).docx



(2) メール・FAX 以下をご記入の上お送りください。

申し込み	件名	講演会
①お名前		
②電話番号		

送付先 **メール** advocacy@pearl.ocn.ne.jp
F A X **06-6313-0058**

* 情報保障のご希望があれば開催の10日前まで事務局までご相談ください。

◆2021年度権利擁護システム研究会のまとめ案について

当センターの「権利擁護システム研究会(※)」では短期目標の研究テーマとして「精神科病院における虐待防止」をとりあげ、障害者虐待防止法(以下、虐待防止法)と精神医療審査会(以下、審査会)について学びを深め、意見交換をしました。そして、研究会に参加者の方々が中心となり、そのまとめ案を作成しました。

ふたつのまとめは別々に作成されましたが、共通した観点がいくつかあります。そのひとつは「誰のための法制度なのか」という点です。たとえば、審査会のまとめにある代理人は弁護士でなくてもいいということがご本人に十分説明されていないこと、審査結果がでるまでに時間がかかることなどは、審査会制度の対象者からすれば、とても重要な課題です。そして、これらは法制度自体を変えなくても運用体制を整備すれば実現することです。また、審査会の意見聴取を入院中の方に対して行うことが義務となっていないという問題は法制度を変えないと実現しませんが、「誰のための法制度なのか」という観点にたてば義務にすることが当然だといえます。また、虐待防止法のまとめでは、この法律について「障害当事者やその家族が知っていて、障害当事者が自分で通報できるぐらい周知されていくことが必要だが、ここの認識はとても薄い」ことを指摘しています。

また、ふたつのまとめはそれぞれ、既存の法制度内でできることと改正されなければならないことを指摘しつつ、それとは別の権利擁護の必要性に触れています。

※権利擁護システム研究会

大阪精神医療人権センターの活動の3つの柱の一つは、社会をかえるための発信をすることです。そのための提言や意見書の原案を作るのが、権利擁護システム研究会の役割です。この研究会は、精神科医療の制度的・構造的課題点や精神科病院の治療文化を「かえる」ためのアプローチを検討する場です。

精神医療保健福祉に関する様々なことから、問題の所在を明らかにし、その背景事情を踏まえて、改革(制度も含む)に向けて、講演会や意見書、ニュース等で提示・発信することを目的としています。

2022年度の研究会は申込受付中です。別のご案内(お知らせのページにリンク)をご覧ください。